学校法人桑沢学園 公益通報に関する規程

(目的)

- 第 1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学校法人桑沢学園(以下「本学園」という。)及び本学園の設置する東京造形大学、専門学校桑沢デザイン研究所における公益通報(以下「通報」という。)の処理体制及び通報者(次項の通報をした者をいう。)の保護について必要な事項を定める。
 - 2 この規程で扱う「通報」とは、本学園の業務に関し、法令に違反する行為が生じ、又は生じるおそれが有る旨を不正の目的ではなく、本学園内部や行政機関に通報することをいう。

(受付窓口)

- 第 2条 本学園内部に通報する場合の通報の受付窓口は、法務室、経営企画課、及び本学園が委任した弁 護士とする。
 - 2 本学園では、通報に対応する業務に従事し、かつ、通報者を特定する情報を伝達される者(以下「従事者」という。)を、次の各号のとおり定める。ただし、次の各号に該当する者が、法令違反を行った、又は生じるおそれがあると通報された者(以下「被通報者」という。)である場合は、この限りでない。
 - (1) 受付窓口の職員(実際に通報を受け付けた受付窓口の職員に限る)、法務室長、経営企画 課長
 - (2)調査委員会の委員
 - (3) 法人事務部長、東京造形大学事務局長、専門学校桑沢デザイン研究所事務局長
 - (4) 理事長
 - (5) その他、通報に対応する業務に従事し、かつ、通報者を特定する情報を伝達される者として本学園が指定した者
 - 3 受付窓口の担当以外の者が通報を受けたときは、速やかに受付窓口に連絡し、又は通報者に対し 受付窓口に通報するよう助言しなければならない。

(通報の方法)

第 3条 本学園内部に通報する場合の通報の方法は、電話、電子メール、書面又は口頭のいずれかの方法 とする。

(通報への対応)

- 第 4条 受付窓口は、通報を受けた場合、すみやかに通報内容の事実について理事長に報告しなければならない。
 - 2 被通報者に理事長が含まれる場合には、前項にかかわらず、受付窓口は、被通報者以外の常務会の全理事に報告しなければならない。報告を受けた理事は、協議のうえ、当該通報に係る理事長の 代理の職務を行わせる理事を指名するものとする。
 - 3 理事長は、通報内容の事実調査のため、本学園職員からなる調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置することができる。
 - 4 調査委員会には、必要に応じて弁護士等の外部有識者を含めることができる。
 - 5 調査対象部署及び関連部署の職員は、前項に規定する調査に際して協力を求められた場合には、これに協力しなければならない。
 - 6 従事者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。
 - 7 調査委員会は、事実確認の結果について速やかに理事長に報告しなければならない。

(是正措置)

第 5条 理事長は、法令違反行為が確認された場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなけれ ばならない。

(秘密保持)

- 第 6条 従事者を含め、本規程に定める業務に関与した者は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を 漏らしてはならない。
 - 2 役員や職員等は、通報者等を探索してはならない。

(通報者等の保護)

- 第 7条 本学園は、職員等・学生等が通報及び調査協力を行ったことを理由として、当該職員等に対し、 解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない、又当該学生等に不利益な取扱いを 行ってはならない。
 - 2 本学園は、通報者及び調査協力を行った者に対して、通報及び協力したことを理由として、当該者の職場環境及び教育環境等が悪化することのないよう適切な措置を講じなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、通報者が不正の目的をもって通報を行った場合はこの限りではない。

(処分等)

第 8条 通報に係る調査の結果、不正を目的とした通報、並びに第6条、及び第7条第1項の規程に違反 する事実を確認した場合には、理事長は、「学校法人桑沢学園 職員賞罰規程」に定める懲戒その他 の措置を講じることができる。

(所管)

第 9条 この規程に関する所管部署は法務室とする。

附則

- 1 この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年11月1日から改正・施行する。
- 3 この規程は、平成24年12月21日から改正・施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から改正・施行する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日から改正・施行する。
- 6 この規程は、平成31年4月1日から改正・施行する。
- 7 この規程は、令和 4年6月1日から改正・施行する。